

一般社団法人 日本健康福祉産業協会
会員規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本健康福祉産業協会定款（以下『定款』という）第2章の規定に基づいて、会員に関する事項を定める。

(会員の種類及び資格要件)

第2条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- ③ 登録会員 当法人の行う外国人技能実習の実習実施機関として入会した団体

(入会)

第3条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 正会員の年会費は社員総会において定める。賛助会費及び登録会員については以下の通り定める。

- | | | |
|---------|-----|--------------------------|
| ① 賛助会員： | 入会金 | 無料 |
| | 年会費 | 個人 50,000 円 |
| | | 法人 120,000 円 |
| | | 法人格を有しない団体・事業主 120,000 円 |
| ② 登録会員： | 入会金 | 10,000 円 |
| | 年会費 | 10,000 円 |

(会費の使途)

第5条 前条の入会金及び会費は、定款第4条に定める事業に充当する

(退会)

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(改正)

第7条 この規定の改正は、理事会の決議の経て、代表理事が行う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ④ 年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。
- ⑥ 総社員の同意があったとき。

附 則

この規定は、平成29年6月1日より実施する。